

【合格証明書の住所の書換えについて】

令和6年6月27日、警備員等の検定等に関する規則が改正され、

合格証明書の住所欄が削除

されました。

同規則改正前の合格証明書（以下「旧合格証明書」という。）に記載されている住所に変更が生じた場合でも合格証明書書換え申請は不要となり、旧合格証明書は、同規則改正後の合格証明書とみなします。

なお、氏名の変更については、従来通り書換え申請が必要です。

詳しくは、警察本部生活安全企画課生活安全許可センター営業係又は管轄する警察署の許可等事務担当係まで